

(設置)

第1条 農村地域における住民に対し、児童の遊び場、憩いの場及びコミュニティ活動の場を提供することにより、地域住民相互の交流促進を図り、もって明るく住みよい農村の建設と環境保全に寄与するため、農村公園を設置する。

(農村公園の名称、位置及び面積)

第2条 農村公園の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積(ha)
小佐手水辺公園	甲州市勝沼町小佐手2200番地	0.911
牛奥みはらしの丘	甲州市塩山牛奥5083番地1	0.304

(行為の禁止)

第3条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農村公園の施設及び設備(以下「施設等」という。)を損傷し、滅失し、若しくは汚損し、又は施設等の形質を変更すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- (4) 張り紙、広告物等をはり、又は掲げること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貯水池に薬品、劇物等を投げ込むこと。
- (7) 柵を越えて貯水池内に入ること。
- (8) 消火活動その他やむを得ないと認められる場合を除き、貯水及び流水を取水すること。
- (9) 貯水池内に魚類を放流すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼし、又は善良の風俗を乱す行為をすること。

(行為の制限)

第4条 農村公園において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映像を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、集会その他これに類する催しのため、農村公園の全部又は一部を独占利用すること。
 - (5) 花火、バーベキュー等の火気を使用すること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 市長は、第1項の許可に農村公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、農村公園の保全のために必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条の規定により行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - (2) 第4条第3項の規定による許可に付した条件に違反した者
 - (3) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 農村公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 農村公園の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(損害の賠償)

第7条 故意又は過失により施設等を破損し、滅失し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して同条各号のいずれかに掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して同項各号のいずれかに掲げる行為をした者
- (3) 第6条の規定による市長の命令に違反した者

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。